

中野区教育委員会会議録

令和4年第3回定例会

令和4年1月21日

中野区教育委員会

令和4年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年1月21日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時51分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 塚本 剛史

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第2号議案 令和3年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）の結果について
- (2) 第3号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (3) 第4号議案 明和中学校校舎新築工事等請負契約に係る意見について
- (4) 第5号議案 中野区職員の職務の宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について
- (5) 第6号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について
- (6) 第7号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則
- (7) 第8号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について
- (8) 第9号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について
- (9) 第10号議案 中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について

2 協議事項

- (1) 中野区子ども読書活動推進計画（第4次）素案について（子ども・教育政策課）

3 報告事項

(1) 事務局報告

- ①地域開放型学校図書館の運営状況及び今度の検討の方向性について（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 2 号議案「令和 3 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 2 年度分）の結果について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 2 号議案「令和 3 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 2 年度分）の結果について」、補足説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について決定をいただくものでございます。

報告の内容につきましては、前回 1 月 7 日の定例会におきましてご協議いただきましたものでございます。

なお、今後の予定でございますが、議決いただきました後に、報告書を議会に提出するとともに、区ホームページ等で区民に広く公表してまいります。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

田中委員

内容につきましては、今報告があったように、前回のときにお話しさせていただきましたけれど、この後は今の報告の中で、区民の方にも広く公表したいという発言がありまし

たけれども、今回、中野区の地域の特性を大変踏まえて評価いただいたので、関係なさらな
い区民の方々は、なかなかこういったものを見るが機会ないと思いますけれども、できる
だけ多くの区民の目に触れるような形で考えていただけるといいなと思います。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでし
ょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

次に、議決事件の第2、第3号議案「南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変
更に係る意見について」及び第3、第4号議案「明和中学校校舎新築工事等請負契約に係
る意見について」は関連する議案となりますので、一括して上程いたします。

事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第3号議案「南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意
見について」及び第4号議案「明和中学校校舎新築工事等請負契約に係る意見について」を
一括してご説明いたします。

提案理由でございます。いずれの議案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められましたので、教育委員会として意見
を申し出る必要があるものでございます。

意見の内容につきましては、同意するというものでございます。

まず、第3号議案をごらんください。

南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更については、変更前契約金額45億
8,588万1,600円から、変更後契約金額46億7,413万4,600円に変更するものであります。

続きまして、第4号議案、明和中学校校舎新築工事等請負契約については、契約金額44
億5,947万4,700円、契約の相手方は、協永・米持・進藤建設共同企業体です。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

当然ですけれども、これは実績のある会社ということで、安心してお任せできるということですのでよろしいですね。

子ども教育施設課長

今回、明和中学校の新築工事請負契約締結予定のこちらの3社共同企業体でございますが、これらのうち2社につきましては、過去に中野区内の小学校の改築工事に携わっていた実績がございますので、実力については問題ないものと認識してございます。

田中委員

南台小学校の金額の変更ですけれども、1億円程度の変更になると思いますけれども、内容というのはどんどころなのか教えてください。

子ども教育施設課長

現在、既存校舎の解体工事中でございますが、今回こちら8,800万円余の増額変更ということで予定してございます。

内訳といたしましては、既存校舎の解体工事中におきまして、当初想定よりも多くのアスファルト防水の中にアスベストが見受けられたということで、アスベスト処理分として増額の予定をさせていただきたいというものでございます。

田中委員

わかりました。

入野教育長

よろしいでしょうか。他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて上程中の第4号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第4、第5号議案「中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第5号議案「中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について」をご説明いたします。

提案理由でございます。中野区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、教育委員会として意見を申し出る必要があるものでございます。

意見といたしましては、これに同意するとしております。

改正内容といたしましては、サービスの宣誓の実施方法について、署名及び対面を不要とし、宣誓書の提出のみに改めるものでございます。

施行日は、公布の日からとされております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第5、第6号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお、本件は私、教育長の給与等に係る案件になりますので、これは自己の一身上に関する事案に該当することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私、教育長は本件議事について、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで一時退席いたします。退出後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理者の伊藤委員が引き続き会議を主催いたします。

それでは、伊藤委員に会議の進行を引き継ぎいたします。よろしくお願いいたします。

(教育長 退室)

伊藤教育長職務代理者

教育長職務代理者の伊藤です。ただいま教育長が退出されましたので、職務代理者として会議の進行を行います。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第6号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」ご説明させていただきます。

提案理由でございます。教育長の給料等改定のため、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、教育委員会として意見を申し出る必要があるものでございます。

意見といたしましては、これに同意するとしております。

改正内容といたしましては、教育長の期末手当6月分を100分の171.5から100分の164に、12月を100分の176.5から100分の169に改めるとしております。

この条例の施行日は、令和4年3月1日とされております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

伊藤教育長職務代理者

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

田中委員

今ここで、中野区長等の給料というふうに表題がなっていますが、この「区長等」の中に教育長も含まれるということですが、どんな方々が入るのか教えていただけますか。

子ども・教育政策課長

こちらの中野区長等の中には、区長、副区長など特別職の給料等が含まれているという

もので、その中に教育長の給与の部分について、意見の確認を求められているというものでございます。

田中委員

あともう1点、今回のこの中身の根拠になるものというのは、どんなところにあるのでしょうか。

子ども・教育政策課長

私ども地方公共団体の職員、公務員は、人事院の勧告がございます。その人事院の勧告に基づきまして、民間の方の給与、社会情勢を踏まえ一定の勧告を受け、それを給与に反映していくというものでございます。今回その人事院の勧告に基づいて、条例の改正をしていくというものでございます。

田中委員

ありがとうございます。

伊藤教育長職務代理者

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第6号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理者

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事は終了いたしましたので、教育長は入室をお願いいたします。

(教育長 入室)

伊藤教育長職務代理者

教育長が着席いたしましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎいたします。よろしくお願ひします。

入野教育長

それでは、私が引き続き会議の進行をさせていただきます。

議決事件の第6、第7号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第7号議案、図書館則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、中野区立中野東図書館開設に伴いまして、図書館則に新たな利用方法等を規定するものでございます。

恐れ入りますが、補足資料の新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案となっております。

改正内容といたしましては、第4条第2項第5号の規定につきまして、これまでは図書館の資料を利用しない閲覧席の利用は認めておりませんでした。指定管理者が特に認めた場合を除くとの規定を設け、指定管理者が認めた場合については、図書館資料を利用しない場合でも閲覧席の利用を認めることとし、滞在利用や学習等のニーズに対応してまいりたいと考えてございます。

また、第5条「閉架書庫の利用」ができる施設に、新たに「中野東図書館」を追加いたします。

施行日は、令和4年2月1日でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

岡本委員

確認なのですが、これは今のところ中野東図書館だけを想定されていらっしゃるのか。ほかの図書館は、施設は現状のままだと思うのですが、こういう利用が認められることはありそうなのか、なさそうなのか、教えてください。

子ども・教育政策課長

ご説明がわかりにくくて申し訳ございませんでした。

今までの区立図書館につきましては、図書資料を利用しない場合の閲覧席の利用ということは認めておりませんでした。今回の図書館則の一部改正に伴いまして、全ての区立図書館において指定管理者が認めた場合には、そういった資料を伴わない利用も可とするというものでございます。

岡本委員

指定管理者が認められるかどうかは、指定管理者に委ねられているということですか。

子ども・教育政策課長

運営をしている中での実態といいますか、状況が館の中におります指定管理者がよくわかるということ。それから施設におきまして、中央図書館と中野東図書館には一定程度のそういった閲覧コーナーが設けられておりますが、他の区立図書館については、まだ数としては十分な確保ができておりませんので、運営の中で指定管理者が判断をしていくということで対応していきたいと考えております。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決をしたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

次に、議決事件の第7、第8号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」及び議決事件の第8、第9号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」は関連する議案となりますので、一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

それでは、第8号議案及び第9号議案を合わせてご説明させていただきます。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

区が任用する教員について、不妊治療のための休暇を申請するに当たり、先ほど申し上げました二つの条例について改正を行う必要があることから、議案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、二つの条例で共通しておりまして、特別休暇として、不妊治療のための休暇を規定するものでございます。

なお、詳細につきましては、新旧対照表によりお読み取りいただければと思います。

施行期日については、令和4年4月1日としております。

この改正の趣旨でございますが、不妊治療のための休暇の創設につきましては、国においては、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する需要が高いと考えられることから、不妊治療のための休暇を創設したところでございます。

また特別区におきましても、特別区人事委員会からの令和3年度の勤務環境の整備等に関する意見の中で、各任命権者において、不妊治療と仕事との両立に向けて、必要な対応の検討を求められているところでございます。今般中野区におきましても同様の休暇を創設するため、幼稚園教員及び教諭職である小中学校任期付短時間勤務職員に係るこれらの条例を改正するものでございます。

なお、本日議決をいただきましたら、令和4年区議会第1回定例会に議案として提出してまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

現在の社会状況の中では、大変適切な条例の改正かなと感じました。

少し教えていただきたいのですけれど、この休暇というのは、例えば日数とか、そういった規制というか基準があるのでしょうか。

教育委員会事務局次長

今回条例改正の関係の議決をいただき、改正ができましたら、その後運用につきまして、施行規則で規定してまいりたいと思っております。その中で日数等の内容についても、規定をしてまいりたいと思っております。

田中委員

わかりました。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第8号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて第9号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第9、第10号議案「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

学校教育課長

第10号議案「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について」資料に沿ってご説明させていただきます。

本議案の改正理由でございますが、この条例により定める少年自然の家の使用について、本年4月1日に施行される民法改正の趣旨を踏まえて、条例を改めるものでございます。

近年、我が国では、憲法改正、国民投票の投票権、公職選挙法の選挙権年齢などを18歳と定め、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方は大人として扱う政策がとられてきました。

こうした政策の中、市民生活の基本法である民法におきましても、その一部を改正し、本年4月1日から成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとなりました。成年年齢の引き下げは、18歳及び19歳の若者の自己決定権を尊重して、積極的な社会参加を促すということでございます。

この成年年齢引き下げの趣旨を踏まえまして、少年自然の家の使用者の年齢制限について定めている規定中の「20歳未満の者のみで使用することはできない」とされていたものを、「18歳未満の者のみで使用することはできない」と改めるものでございます。

条例改正の内容でございます。補足資料2ページ目の新旧対照表をごらんください。この右側が現行条例、左側が改正案となります。

条例3条におきまして、少年自然の家を使用することができる団体等について規定をし

ておりますが、同条中「20歳」を「18歳」に改めることといたします。

なお条例改正の施行日ですが、新旧対照表左側下部の改正条例の附則第1項にありますとおり、令和4年4月1日でございます。またこの改正条例の附則第2項において、改正後の条例は、令和4年4月1日以後の使用の申込みに適用される旨、規定をしているものでございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大きな改正がございましたので、こういうことがあるかなと思うのですが、考え方として、子どもの発達他突然早まるわけではないので、民法上は18歳と変わるけれども、こういったことについては従来どおり、あるいは少し余裕を設けようという考え方もあり得ると思うのですけれど、そのあたりは基本的な区の考え方として何かご方針があれば教えてください。

学校教育課長

国全体の考え方として、18歳をいわゆる成年、大人として認めて、責任のある行動、この少年自然の家について言いましたら、責任を持って施設利用をしていただく。そういう考え方ですので、いわゆる民法の改正の考え方に即した形ということになります。

岡本委員

確認なのですが、「次に掲げる団体等とする」とあって、省略されているのですけれども、例えば高校生だけのグループが利用したいというようなことも想定させていらっしゃるのか教えてください。

学校教育課長

今ご指摘の使用者というところでございます。ここで列挙されておりますところが、区内の小学校または中学校の児童または生徒の団体で、引率者がいる者というものから始まりまして、第6号まで列挙されているところでございます。

そういった中で、今ご指摘のあるもので関連性があるといいたしますと、例えば区内の青少年の団体で、その構成員の半数以上が区民である者のうち、引率者がいる者。あるいは生涯学習に関する活動を行う区民、こういった項目が該当する可能性があるのかなと考えております。

こちらのほうにつきまして、18歳以上の高校生というようなことも可能性としてはあり得るかと考えております。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第10号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

<協議事項>

入野教育長

次に協議事項に入ります。

「中野区子ども読書活動推進計画（第4次）素案について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは「中野区子ども読書活動推進計画（第4次）素案について」、ご説明させていただきます。

資料をごらんください。

計画の趣旨でございます。子ども読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、中野区における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と主な取組を示すものでございます。また子どもたちがより一層本を楽しみ、読書を通じて一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むために、計画的、継続的な読書活動推進の取組が必要と考え、計画を策定するものであります。

計画の目標を、資料の2(1)にお示ししてございます。

①より多くの子どもが、読書を楽しみ、多様なあり方・知識に触れている。

②学校図書館が質的・量的に充実し、授業等に活用されるとともに、身近な図書館として機能している。

③様々な人が、様々な場面や場所で、読書活動を広げる試みを進めている、ございま

す。

また(2)の策定の視点については、①から⑤の5項目としておりますのでご確認ください。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

計画素案の内容ですが、恐れ入りますが、別紙1の概要の2ページをごらんいただきたいと思えます。こちらの3におきまして、第3次計画の達成状況をお示ししております。

評価といたしまして、まず児童・生徒の不読率は、令和3年度目標には届いておりませんが、全体として順調に推移しており、読書の冊数は微増という結果となっております。

学校図書館の利用割合については、平成27年度実績より令和元年度実績が下回っていることから、今後も継続して向上を図る取組が必要であると考えております。

一方ボランティアの協力を得た事業数や図書館、家庭・地域、学校が連携して取り組む事業数は、いずれも目標を大きく上回っております。

2ページの下段には学校図書館の蔵書数などの状況、3ページでは区立図書館の貸出冊数などをお示ししておりますのでご確認ください。

これら第3次の実績を踏まえ、第4次の達成資料といたしまして、令和8年度の目標値を記載しております。これらの目標値を達成する取組として、概要の4ページ、こちらのほうに主な取組のものを年代別に記載しておりますのでご確認ください。

恐れ入りますが、初めの資料の裏面、5、意見交換会の実施をごらんください。

本素案について、関係団体等と意見交換会を2月から3月にかけて実施するとともに、併せて資料記載の日程で区民意見交換会を開催いたします。

最後に今後の予定でございます。本委員会での報告後、区民意見交換会等を経て、3月に計画案としてまとめ、来年度4月に改めて報告を行った後、パブリック・コメント手続きを行い、6月に計画を策定する予定としております。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

ご説明ありがとうございました。この達成指標なのですからけれども、第4次は割と全体的な目標になっているような気がするのですけれども、第3次のときのように不読率とか、子どもが月に何冊読んだかなど、もう少し具体的な一人ひとりの子どもにとっての目標みたいなものがあつたほうが、取組の評価をするときにいいのかなと。あるいは子ども自身

もこういう目標に向かって図書に触れてみようとかということにつながるのではないのかなと思うのですけれど、どうでしょうか。

子ども・教育政策課長

委員ご指摘のとおりでございまして、引き続き不読率、こういったものの向上を図っていく。改善をしていくということの取組は必要だと認識してございます。

別紙2のほうに、今回の素案のほうの資料をおつけしております。その中の11ページのほうをごらんいただきたいと思うのですが、こちらに第4次計画の達成指標として記載をしております、その中段、目標と達成指標を(2)でお示ししておりますが、ここに子どもたちが読書を楽しみ、多様なあり方や知識に触れているですとか、3項目記載をさせていただいております。それを達成するための目安といたしまして、貸出冊数等の指標というものを設けておりますので、こういった取組を通じて、子どもたちの不読率を、向上して、読書に触れる機会、本に親しむ機会を確保していくということを考えているものでございます。

また次の12ページ以降に、取組につきまして、事業の詳細を記載し、それぞれの達成の目安となるものをお示ししておりますので、こういったものも併せながら、委員ご指摘のような子どもの読書環境を充実することで、改善を図っていくということは継続してまいりたいと考えてございます。

田中委員

子どもたち自身も目標を持てるといいのかなと思ったので、ぜひその辺はよろしく願いしたいと思います。

あともう1点いいでしょうか。今、小中学生全員がタブレット端末を持っている中で、それを利用して読書活動を推進していく手だてがあってもいいのかなと。例えば子ども用の図書については、それぞれがダウンロードして読むことができるとか、内容を見ることができるというような形とか、いろいろあると思うのですけれども、せっかく小中学生全員がタブレットを持っているので、それと絡めた取組というのがこの中に入っていれば教えていただければと思います。

子ども・教育政策課長

貴重なご意見かと受け止めてございます。今後そういったことも検討していく必要はあると考えてございます。

例えばですが、本の紹介ですとかブックリスト、そういったいろんなご紹介をする中で、

興味を広げていっていただくような仕掛けみたいなものは、そういったツールを活用するということもできるかと考えてございますので、いただいたご意見などを今後反映させていきたいと考えてございます。

田中委員

よろしく申し上げます。

伊藤委員

読書は楽しいというコンセプトを打ち出せていただけて、とても魅力的で、そのコンセプトに基づいた活動の展開が楽しみだなと思いました。

同じく策定の視点なのですが、資料2(2)⑤の多様な子どもたちに配慮した読書環境の整備ということで、実際に年齢別の働きかけの中で、障害のある子どものための資料収集及びサービスの充実ということでございますけれども、ほかの子どもたちのところを拝見すると、外国語による読み聞かせというのがあったりしますので、ぜひ障害のある子どものための資料は、障害のある子どものためだけではなくて、ユニバーサルデザインとか、いろんな人の多文化理解ということもございまして、例えば点字の本を点字と声で、みんなが、普段そういった資料に接しない子どもも接せるようなチャンスをつくるですとか、多様な子どもたちというところを、単に限定的に考えるのではなくて、いろいろな子どもたちがお互い触れ合いながら、相互に理解をし合えるような読書環境と考えていただけるといいと思いました。

それから同じところに関わるかなと思うのですが、読書は楽しいというふうなことの中に、多様な読みができるということがすごく大事かなと思うので、多様な子どもたちだけでなく、読み方も多様、いろんな人がいろんな読み方ができるという、そして図書館もいろいろな情報発信の拠点として、多様な使い方ができるという、これまでの文字本を読みたい人がじっくり読んでまた返すというだけではなくて、一例ですけれど、書籍の巡回とか、要らない本を持っていくと、要る人が持っていかれるとか、そういった情報発信とか文化の一つの拠点として、コミュニティづくりも含めて考えていくというコンセプトがもう少し、子どもの読書活動ではあるのですが、あると子どもたちも将来地域社会をつくっていく担い手として、読書って単に読んで感想文とかいうことではなくて、様々な情報を得ながら、いろいろな文化に出会って、自分を広げて、活動を深めていける場だなと学べると思うので、そういった視点も、盛り込まれているのかもしれませんが、少し打ち出していただけるといいなと思いました。

以上です。

岡本委員

関係団体等との意見交換、今後実施されるとあるのですけれども、想定されていらっしゃるかどうか分からないのですが、ぜひ子どもの声を聞く機会を設けていただきたいと思いました。子どもの読書計画なので、子どもがこれを見てどう思うのか。それが一番根幹にあるべきではないかなと考えた次第です。全員の子どもに聞くのは難しいかもしれませんが、例えば図書委員さんであるとか、そういう子たちに、全部を把握してもらうのは難しいにしても、例えばどういうふうに学校の中で図書館を活用したら、もっとほかの子も来てくれそうとか、地域の図書館をどれだけ活用していて、活用していないのであれば、何がネックになっていて活用できていないのかとか、そういったこともどこかで、聞いていただく機会があればいいなと思いました。

以上です。

伊藤委員

付け加えまして、ぜひ子どもの意見聞いていただきたいと思いますし、あとは、中野区は読書の支援員の方が非常にいい活動をしてくださっていると思いますので、そういった方々が身近に子どもたちと触れ合う中で、子どもたちがどういう読書行動をとっているとか、どういうことを望んでいるのか、すごくきめ細やかに把握されていると思いますので、ぜひそういった方々、ご勤務の関係などでこういった意見交換の場にはいらっしやりにくいということも、もしかしたらあるかもしれませんが、ぜひ機会を設けて、意見収集をお願いできるとありがたいと思いました。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではほかにご意見がないので、今のご意見を踏まえて、修正するところがあれば修正しまして、ないようでしたら、このまま素案として決定したいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは事務局としてもう一度見直しをしていただければなと思います。

本協議をこれで終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

事務局報告の1番目「地域開放型学校図書館の運営状況及び今後の検討の方向性について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、令和3年4月20日に開設いたしました地域開放型学校図書館の運営状況と今後の検討の方向性についてご報告させていただきます。

対象施設は、資料1の三つのライブラリーでございます。

資料2にあります利用人数・貸出冊数ですが、令和3年4月20日から11月30日までの間の、実績をお示ししてございます。

(1)利用人数の合計は2万1,101名でした。未就学児と小学生がほぼ同数で、一般の利用者が最も多くなっておりませんが、一般利用の方の中には未就学児と一緒に来館した保護者も含まれております。

(2)貸出冊数は合計4万8,832冊でございます。貸出冊数の表にある自館は、来館した施設にある図書の貸出し、他館はネット予約などで他の図書館から取り寄せた図書の貸出冊数でございます。

利用人数の詳細を別紙1に記載してございます。また貸出冊数の詳細は別紙2に記載しておりますのでご確認ください。

次に資料の3、利用者アンケートの結果です。8月23日月曜日から9月12日日曜日までの間、実施いたしました。

資料裏面、2ページをお開きください。来館した方400名の方にアンケートを配布し、262人の方からご回答いただきました。

設問項目・集計結果の主なものといたしましては、(4)の②利用頻度、「2週間に1回」が40.1%で最も多く、ついで「週1回」26.7%となっております。他の地域図書館とほぼ同様の傾向にございます。

③利用目的、こちらにつきましては複数回答でございますが、「貸出・返却」が65.6%で、他の地域図書館よりも高い数字となっております。

④施設を利用した印象については、「快適」83.5%、「普通」14.2%を合わせまして97.7%となっております。

開館日につきましては、「毎日が良い」34.2%よりも「今のままで良い」と回答した方が64.6%で上回っておりまして、今後検討の必要はあるものの、現時点で週4日開館としておりますことにつきましては、評価が得られていると考えてございます。

一方、⑥の蔵書数につきましては、半数以上の方が「少ない」と回答しておりまして、課題であると考えてございます。

4、評価と方向性です。

(1)の評価といたしましては、未就学と小学生の利用合計数と大人の人数が拮抗していることや、周辺に図書館のない「美鳩ライブラリー」の利用率が高いことから、小規模な図書館施設であっても、一定の成果があったと考えております。

また貸出冊数については、児童図書の貸出冊数が、地域開放型学校図書館3施設の合計が、同期間の上高田図書館とほぼ同じであることから、乳幼児と保護者、小学生の利用については効果があったと考えております。

(2)今後の検討の方向性でございます。

まず、乳幼児と保護者、小学生に加え、高齢者、障害者などの方々に対しては、より身近に利用できるサービスがあることが望ましいことから、現行の地域図書館を基準に、一定の距離に図書館サービスのポイントを配置できるよう、検討を行ってまいりたいと考えてございます。

また地域開放型学校図書館は、貸出しについて一定の効果がございますが、施設規模、蔵書数に課題がありますことから、こういったことについては十分研究をしてまいりたいと考えてございます。

地域開放型学校図書館につきましては、身近に図書サービスがない地域の整備方針や、地域図書館の機能再編等を踏まえ、今後図書館配置のあり方を再検討してまいります。

最後に今後の予定でございます。今後の図書館の配置のあり方につきましては、来年度以降教育委員会で検討を進め、令和5年度以降に検討会等を検討し、「図書館配置・あり方計画」素案を策定して、区民のご意見をいただき、令和6年以降に計画としてまとめてまいりたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

たくさんの利用者の方のご意見をまとめていただいて、大変ありがとうございます。

それを拝見して思いましたのが、「予約本の受取」16.8%で、回答者が大人の方が46.9%、「乳幼児と保護者」の方が27.1%ということを考えますと、「予約本の受取」16.8%は低い数字なのかなとも思う一方で、蔵書数が「少ない」という意見が多いわけですから、もう少し区内の書籍が便利に予約して受け取れるということが広まる必要があるのではないかなということも感じました。

その点においては、予約もしやすい。図書館のホームページが見やすく、検索しやすく、予約しやすいということとか、あるいは区によっては、お気に入りに入れることで、アプリのように使えるような図書館のホームページがあるところもありますので、タブレットが今ありますので、授業時間の中でも中野区の図書館というところのアイコンに行って予約をして、実際にとりに行くということを授業でどんどん活用すれば、先ほどの子どもの読書活動の推進とも連携した形で、こういったアクセスポイントが生きてくるのかなとも思いましたので、そういった新たな発展的な試みも、ぜひ、していただきながら、このような意見収集をまた定期的にとりか、もう少し時間がたってみてどうだったかということでもしていただけたらと思いました。

同時に利用者の方だけではなくて、学校のほうのご意見、学校の先生方とか学校関係の方々がどんなようにお感じになったか。やはり新たな社会と学校とのつながりの一つだと思えますし、学校の中にこういった図書館があることでの新たな教育活動ということもあると思えますので、ぜひ利用者の方だけではなくて、学校側の意見収集ということもまたしていただけますと様子がわかって、これからの子どもの読書活動を含めた有機的な発展が見込めるかなとも思いました。ぜひばらばらでなく、連動させて考えていただけるといいなとも思いました。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

最後に事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は1月28日の金曜日10時から中野区立教育センター研修室におきまして開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催を中止する場合がございます。その場合にはホームページにてお知らせをする予定でございます。

以上でございます。

入野教育長

1月28日の教育委員会については、中野坂上のところにある教育センターでございますので、こちらの旧教育センターではないほうでございますので、お間違いないようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第3回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時51分閉会